

第 1 審議会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる保有個人情報が存在しないことを理由として行った非開示決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 平成22年 4月13日、異議申立人は、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、学区保健委員の取扱い及び手続に関する次に掲げる個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

- (1) 平成22年 4月 1日付けの委嘱状（以下「本件請求文書①」という。）
- (2) 同年 3月中に出された推薦状（以下「本件請求文書②」という。）
- (3) 保健委員推薦名簿（以下「本件請求文書③」という。）
- (4) 保健委員台帳（以下「本件請求文書④」という。）
- (5) 保健委員の委嘱の推薦及び解嘱について（以下「本件請求文書⑤」という。）
- (6) その他、異議申立人に関係するすべての文書（以下「本件請求文書⑥」という。）

2 同月26日、実施機関は、本件開示請求に対して、本件文書が存在しないことを理由として、非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

3 同年 5月24日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消す、との決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、反論意見書及び口頭意見陳述書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 異議申立人は、名古屋市〇〇区〇〇保健所（以下「〇〇保健所」という。）の担当係長から、平成22年 3月31日に「平成22年 4月 1日」の年月日、「委嘱状」の文言、名古屋市長名、異議申立人の氏名及び市長印が記載されている委嘱状が同年 4月 1日付けで作成されていると聞いた。そして、〇〇保健所は、同日に異議申立人に委嘱状を「お持ちします。」と連絡している。また、〇〇保健所は、弁明意見書でも「平成22年 4月 1日に委嘱状を渡すこととした。」と書いている。

つまり、正当な委嘱状が同日付けで作成されたことは適格性、資料要件を満たしている。また、名古屋市保健委員規則（昭和32年名古屋市規則第5号。以下「規則」という。）第2条第1項に「保健委員は区長の推薦に基づき、市長が委嘱する。」とあり、名古屋市〇〇区長（以下「〇〇区長」という。）が推薦し、実施機関が委嘱した異議申立人の委嘱状は同日現在に存在しているはずである。

したがって、正当な委嘱状が実施機関から出ており、本件請求文書①から同⑤までの文書が存在しないはずがなく、強く公開を求める。

(2) 開示しない理由で、「〇〇学区保健委員会会長より… 4月になって検討の結果、保健委員にふさわしくないと判断し、…文書は存在しない。」と言っているが、平成22年 4月 1日付けで市長印がある委嘱状（委嘱が決定された文書）が作成されている。推薦名簿を基に委嘱状が同日付けで作成されており、4月になって「委嘱」を検討するならいざ知らず、「推薦」を検討するのは矛盾（不当）した行為である。また、「保健委員にふさわしくないと判断」とあるが、異議申立人はふさわしくない行為をしたことがない。悪質な言いがかりであり、強く答弁を求める。

同日付けで作成された異議申立人の委嘱状を勝手に破棄したことは刑法（明治40年法律第45号）第258条の公文書毀棄罪及び同法第259条私文書毀棄罪である。また、同日付けで委嘱しておいて、勝手に解嘱することは不当解雇であり、規則、第32次保健委員選任要綱（以下「選任要綱」という。）及び名古屋市保健委員事務取扱要領（以下「事務取扱要領」という。）に反する不当な行為である。

(3) 「保健委員の委嘱の推薦及び解嘱について」及び「保健委員の委嘱状等の交付について」を見ると、委嘱状及び解嘱状を作成、施行した後に起案及び決裁をしており、これらの行為は不当な捏造行為である。〇〇区長及び実施機関は住民を無視し、不当な行政を行っており、告発する。

(4) 「保健委員の委嘱の推薦及び解嘱について」及び「保健委員の委嘱状等の交付について」を見ると、平成22年 3月31日付けで数百人の人を解嘱し、同年 4月 1日付けで数百人の人を委嘱し、同月 5日付けで起案し、同月 6日付けで決裁をし、異議申立人が所属している名古屋市〇〇区〇〇学区（以下「〇〇学区」という。）は同月 9日に〇〇学区保健委員会会長（以下「〇〇学区会長」という。）を経由して委嘱状を交付する予定と言っているが、保健委員の新旧交代は同年 3月31日なのか、4月 6日なのか、同月 9日なのか。異議申立人は、同月から学区町内会長に依頼され、住所を移転する平成23年 3月より前の月の同年 2月まで11ヵ月間、毎週月曜日にゴミの分別をし、毎月第 3木曜日に古紙の回収を保健委員として活動した。さらに、平成22年10月に〇〇学区会長から印鑑を持って保健委員としての 6ヵ月間の弁償金を取りに来るよう通知書が届いた。このことについて、〇〇保健所に確認したところ、分からないと言われた。

異議申立人の委嘱状、推薦名簿、保健委員台帳及び弁償金はどこへ消えたのか。文書を保管し、弁償金を支払う関係担当職員は、個人情報等を不当に隠し、法に反し不当に破棄したものであり、もともと文書が存在したものであり、強く文書の提出を求める。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

(1) 〇〇学区より平成22年 3月中に提出された「保健委員推薦名簿（任期途中委解嘱用）」（以下「旧学区作成名簿」という。）には、異議申立人が掲載されており、同年 4月 1日付け委嘱状を同月 9日の第 1回〇〇区保健委員会にて〇〇学区会長を経由して異議申立人に交付する予定だったが、同年 3月31日に異議申立人より「委嘱状がなく、保健委員の役割の説明がないのに保健委員はできない。」との電話があり、同年 4月 1日に〇〇学区会長と相談の上、〇〇学区のみ必要な手続に先立ち、同日に委嘱状を渡すこととした。

(2) 同日の午前中、異議申立人の自宅に電話したところ、異議申立人が不在であったため、家族から異議申立人の携帯電話の番号を聞き、異議申立人に「本日 3時ごろに委嘱状をお持ちしましょうか。」と連絡すると、異議申立人は「4月 9日に渡されたら破る。」ということだった。

(3) そこで、異議申立人を保健委員にすべきかどうかの適格性の検討に入り、選任要綱 4 (5)アにより不適格と判断し、選任要綱 4 (4)に基づき、名古屋

屋市〇〇区〇〇保健所長と〇〇区保健委員会会長と調整のうえ、〇〇学区会長に資格要件を満たす他の委員候補者を推薦するよう指導し、〇〇学区会長は異議申立人の登載されていない推薦名簿を〇〇保健所に再提出した。この際、異議申立人が登載された推薦名簿は、〇〇学区会長に返却したため、開示請求時点で異議申立人が登載された推薦名簿は存在しない。

- (4) その後、同月 5日、〇〇区長より実施機関に推薦を行い、同月 6日、同月 1日からの保健委員の委嘱が決定され委嘱状が作成されたが、異議申立人は、再提出された推薦名簿には登載がないため、発行された委嘱状は存在しない。
- (5) なお、同月 1日時点においては、異議申立人に渡すための委嘱状が存在したことは認めるが、異議申立人を保健委員に推薦しないこととした時点で、当該委嘱状は使用する見込みがなくなったことから、これを破棄しており、開示請求時点では存在しなかったものである。

第 5 審議会の判断

1 争点

本件処分に係る本件請求文書①から同⑥までが存在するか否かが争点となっている。

2 本件開示請求に至る経緯について

当審議会の調査によると、本件開示請求に至る経緯について次の事実が認められる。

- (1) 平成22年 3月中・下旬に、〇〇学区の保健委員が任期途中で辞職することに伴い、〇〇学区会長から〇〇保健所に対して、後任の保健委員候補者を推薦するための旧学区作成名簿が提出された。この旧学区作成名簿には、異議申立人が候補者として記載されていた。
- (2) 同年 3月31日、異議申立人から〇〇保健所に対し、同年 4月 1日から保健委員として委嘱されるにもかかわらず、委嘱状の交付が未だなされていないことについて問い合わせがなされた。
これに対して、〇〇保健所は、同月 9日以降に、学区保健委員会会長を通じて委嘱状を交付する旨を回答したが、異議申立人から、それはおかしい旨の指摘を受けた。

- (3) ○○保健所が、保健委員の委嘱日である同月 1日に先立って、委嘱状の交付を行っていない理由は、事務取扱要領上、推薦は、毎月分を取りまとめ、当該月の翌月の 5日までに健康福祉局健康部保健医療課（以下「保健医療課」という。）へ送付することにより行い、保健医療課が当該月の翌月の12日までに推薦の結果を通知することとされていることから、同月 1日の委嘱については、推薦期限が同月 5日とされ、同年 3月31日現在で、委嘱のための事務手続が開始されていなかったことによるものである。
- (4) ○○保健所は、異議申立人の指摘に対して、同年 4月 1日中に委嘱状を異議申立人に交付することとし、○○学区の保健委員のみ、推薦のための事務手続の準備を開始し、送付文書である「保健委員の委嘱の推薦及び解嘱について」（以下「旧推薦文書」という。）及び旧学区作成名簿に基づく「保健委員推薦名簿（任期途中委嘱）・保健委員推薦名簿（任期途中委解嘱用）」（以下「旧保健所作成名簿」という。）を作成するとともに、既に○○保健所に配布されていた委嘱状用紙を用いて、異議申立人に係る委嘱状を作成し、同日、異議申立人に当該委嘱状を持参して交付する旨を電話で連絡した。
- (5) ○○保健所は、異議申立人から、今日は受け取れない、同月 9日以降に渡すのなら委嘱状を破る旨の発言を受けたことから、異議申立人が保健委員としての適格性があるかどうかの検討に入った。
- (6) 同月 3日、○○保健所は、○○区保健委員会会長と調整し、○○学区会長に、資格要件を満たす他の保健委員候補者を推薦するように指導した。
- (7) 同月 5日、○○保健所は、再度、○○学区会長を指導した。○○学区会長は、○○保健所の指導に応じ、提出していた旧学区作成名簿を撤回し、異議申立人の氏名が記載されていない「保健委員推薦名簿（任期途中委解嘱用）」（以下「新学区作成名簿」という。）を○○保健所に提出した。これにより、○○保健所は、旧学区作成名簿を○○学区会長に返却した。
また、異議申立人を保健委員に推薦しないと決定したことに伴い、旧推薦文書及び旧保健所作成名簿並びに異議申立人に係る委嘱状を廃棄した。
- (8) 同日、○○保健所は、○○区全体の保健委員の推薦及び解嘱について決裁手続を行い、保健医療課あてに、「保健委員の委嘱の推薦及び解嘱について」（以下「新推薦文書」という。）を送付することにより、○○区長

から実施機関への推薦を行った。

なお、新推薦文書には、〇〇学区分については新学区作成名簿に基づく「保健委員推薦名簿（任期途中委嘱）・保健委員推薦名簿（任期途中委解嘱用）」（以下「新保健所作成名簿」という。）が添付されており、異議申立人の推薦はなされていない。

- (9) 同日、保健医療課は、上記（8）の推薦に対し、保健委員の委嘱状等の交付について決裁手続を行い、同月 6日、名古屋市健康福祉局長から〇〇区長あてに「保健委員の委嘱状の交付について」（以下「結果通知文書」という。）を送付することにより、結果通知を行った。この結果通知文書の決裁手続は、保健委員の委嘱の意思決定と一体となっており、発令行為の性質を有するものである。

なお、結果通知文書には、保健委員委嘱・解嘱名簿として、新保健所作成名簿が添付されている。

- (10) 〇〇保健所は、上記（9）の結果通知文書に基づき、委嘱状を作成し、同月 9日に開催された〇〇区保健委員会において、各学区保健委員会の会長に委嘱状を渡し、各学区において保健委員に委嘱状を交付することを依頼した。

なお、事務取扱要領 2（2）アによれば、保健所は、結果通知文書に基づき、保健委員台帳に保健委員の氏名等を記帳することとされているが、〇〇保健所においては、保健委員台帳を調製せず、それに代えて学区保健委員会名簿を用いて事務を行っている。

3 本件請求文書①について

- (1) 平成22年 4月 1日、〇〇保健所は、異議申立人に委嘱状を持参しようとしていたことから、異議申立人に係る同日付の委嘱状は存在していたと認められる。

- (2) しかし、委嘱状は、本来、名宛人に交付すべきものであるが、異議申立人に交付されずに終わっていることから、異議申立人に係る委嘱状が保管されているか否かが問題となる。

- (3) これについて、〇〇保健所は、同月 3日及び同月 5日、〇〇学区会長に対し、異議申立人に代えて他の者を保健委員に推薦するように指導し、この指導に基づいて、〇〇学区会長は、異議申立人の氏名の記載のない新学

区作成名簿を提出した。

したがって、異議申立人が保健委員候補者に推薦されないことが確定的となり、使用する見込みのなくなった異議申立人に係る委嘱状は、保管する必要性がなくなったことから、廃棄されたものと認められる。

- (4) 以上から、本件開示請求がなされた時点では、異議申立人に係る委嘱状は存在していないと認められる。

4 本件請求文書②について

- (1) 保健医療課は、学区保健委員会会長から区長への保健委員候補者の推薦に関し、「保健委員候補者推薦書」及び「第32次保健委員候補者推薦書」の様式を定めている。「第32次保健委員候補者推薦書」は、学区保健委員会会長から区長あてに保健委員候補者を推薦するための町内ごとの名簿形式の推薦書であり、この町内ごとの推薦書を取りまとめて、区長に提出するための送付文書が「保健委員候補者推薦書」である。

- (2) ○○学区会長から○○保健所への保健委員候補者の推薦は、「保健委員推薦名簿（任期途中委解嘱用）」の様式を用いて作成した旧学区作成名簿の提出により行われており、「第32次保健委員候補者推薦書」は使用されていない。また、これには、送付状等の文書は付されておらず、○○学区に係る「保健委員候補者推薦書」も提出されていない。

- (3) したがって、平成22年 3月中に○○学区会長から○○保健所に提出された異議申立人に係る推薦状は、存在しないと認められる。

5 本件請求文書③について

- (1) 保健委員推薦名簿には、○○学区会長から○○保健所に提出した「保健委員推薦名簿（任期途中委解嘱用）」と○○保健所から保健医療課に提出した「保健委員推薦名簿（任期途中委嘱）・保健委員推薦名簿（任期途中委解嘱用）」の2種類が存在する。

- (2) 「保健委員推薦名簿（任期途中委解嘱用）」に関し、旧学区作成名簿には、異議申立人の氏名が記載されていたが、これは、新学区作成名簿と差し替えられたことに伴い、同月 5日、○○学区会長に返却されており、○○保健所は、旧学区作成名簿を保有していないと認められる。

また、○○保健所は、異議申立人に委嘱状を交付する準備として、旧学

区作成名簿に基づいて旧保健所作成名簿を作成したが、旧学区作成名簿の撤回により、異議申立人を保健委員に推薦しないことが確定的になった段階で、旧保健所作成名簿は使用する見込みがなくなったことから、廃棄されたと認められる。

(3) なお、旧学区作成名簿と差し替えられた新学区作成名簿には、異議申立人の氏名はなく、また、旧学区作成名簿の撤回により異議申立人に係る推薦はなされていないことから、新学区作成名簿に基づく新保健所作成名簿にも、異議申立人の氏名はなく、異議申立人に係る個人情報に記載されていない。

(4) また、区長からの推薦に基づき、保健医療課は、〇〇保健所に結果通知文書を送付しており、これには、事務取扱要領上、「保健委員委嘱・解嘱名簿」を添付すべきものとされている。保健医療課は、「保健委員委嘱・解嘱名簿」として、〇〇保健所から提出された新保健所作成名簿の写しを添付していることから、上記(3)で検討したとおり、これには、異議申立人に係る個人情報は記載されていない。

(5) したがって、異議申立人に係る推薦名簿は、存在しないものと認められる。

6 本件請求文書④について

(1) 事務取扱要領 2 (2)アによれば、保健所は、保健委員台帳に保健委員の氏名等を記帳することとされていることから、本来、保健委員台帳が存在して然るべきであるが、〇〇保健所では、保健委員台帳に代えて学区保健委員会名簿を用いて事務を行っている。

したがって、保健委員台帳は、存在しないものと認められる。

(2) なお、保健委員台帳に代えて用いられている学区保健委員会名簿は、委嘱された保健委員の名簿であるが、異議申立人は保健委員に委嘱されていないことから、学区保健委員会名簿には、異議申立人の氏名はなく、異議申立人に係る個人情報は記載されていない。

(3) したがって、異議申立人に係る保健委員台帳及び学区保健委員会名簿は、存在しないものと認められる。

7 本件請求文書⑤について

- (1) 「保健委員の委嘱の推薦及び解嘱について」は、〇〇保健所から保健医療課に送付した推薦及び解職のための送付文書であり、この文書の添付文書が、「保健委員推薦名簿（任期途中委嘱）・保健委員推薦名簿（任期途中委解嘱用）」である。
- (2) 〇〇保健所は、〇〇学区の保健委員のみ、推薦のための事務手続の準備を開始し、旧推薦文書を作成したが、旧学区作成名簿の撤回により、異議申立人を保健委員に推薦しないことが確定的になった段階で、使用する見込みがなくなったことから、廃棄されたと認められる。
- (3) また、旧学区作成名簿の撤回により、異議申立人に係る推薦はなされていないことから、新推薦文書には、異議申立人に係る個人情報に含まれていない。
- (4) なお、文書名は異なるものの、結果通知文書も、保健委員の委嘱の推薦及び解嘱に関する文書であるが、異議申立人に係る推薦がなされておらず、結果通知文書に添付されている新保健所作成名簿には、異議申立人の氏名はないことから、結果通知文書は、異議申立人に係る個人情報ではないと認められる。
- (5) 以上から、異議申立人に係る「保健委員の委嘱の推薦及び解嘱について」は存在しないと認められる。

8 本件請求文書⑥について

- (1) 保健委員の委嘱については、規則、事務取扱要領及び選任要綱において、保健委員の取扱い及び手続が定められており、委嘱手続の各段階で必要とされる文書が規定されているほか、保健医療課が保健所に対して、通知により、文書の様式を示している。
- (2) これらに基づき、任期途中の保健委員の委嘱に関して作成又は取得する必要がある文書は、推薦書、推薦名簿、区長から市長あての推薦文書、それに対する結果通知文書並びに結果通知に基づいて作成する委嘱状及び保健委員台帳（以下「推薦書等」という。）であり、これらについては、上記 3から 7までにおいて、本件開示請求の対象となる個人情報に該当するか否か既に検討したところである。

(3) また、上記以外に例外的に作成される文書として、新規に委嘱される保健委員の推薦候補者が70歳以上75歳未満の場合に、区保健委員会会長が作成する推薦理由書があるが、異議申立人は、70歳未満であったことから、推薦理由書を必要とする候補者ではなく、異議申立人に係る推薦理由書は、作成されていない。

(4) したがって、学区保健委員の取扱い及び手続に関して、通常、作成又は取得される文書は推薦書等であり、また、例外的に作成される文書は推薦理由書であることから、これら以外の文書は、存在しないと認められる。

9 上記のことから、「第 1 審議会の結論」のように判断する。

10 審議会の要望

実施機関は、保健委員の委嘱に係る意思決定を委嘱日よりも後に行っているが、これは、事務取扱要領において、実施機関への推薦期限が委嘱日よりも後になることを許容していることに起因するものである。

しかし、委嘱日の後に委嘱の意思決定を行うことは、委嘱行為の有効性、委嘱手続の妥当性について疑義が生ずることから、当審議会は、実施機関に対し、保健委員の委嘱事務に関して、取扱いを改善するよう要望するものである。

第 6 審議会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成22年 5月27日	諮問書の受理
5月31日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
6月24日	実施機関の弁明意見書を受理
6月25日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
平成23年 3月14日	異議申立人の反論意見書を受理
4月13日 (第 153回審議会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
5月11日	調査審議

(第 154回審議会)	
6月15日 (第 155回審議会)	調査審議
7月13日 (第 156回審議会)	調査審議
7月21日	答申